

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

告 示

鳥取県告示第三百八十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の

一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年一月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年〇・七七五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百八十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

一の表中「年一・五五一セント」を「年一・五パーセント」に改め、二の表の一の項中「年〇・一五パーセント」を「年〇・一二五パーセント」に改め、同表の二の項中「年〇・一八パーセント」を「年〇・一五パーセント」に、「年〇・一二パーセント」を「年〇・一パーセント」に改め、同表の三の項中「年〇・三パーセント」を「年〇・二五パーセント」に改め、同表の四から八までの項中「年〇・一五パーセント」を「年〇・一二五パーセント」に改め、三の表中「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、四の表中「年〇・一五パーセント」を「年〇・一二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百八十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年五月二十三日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

		中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率	利子補給率
		1 大企業以外の者に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合		
一 加工 設備 資金	1 大企 業以 外 の者 に 貸し 付 ける 場 合	イ 貸付金のうち 一億七千万円以 下の部分 二億七千円を 超える部分	年二・八五パーセント以内 年三・二五パーセント以内	年一・二五パーセント 年〇・八五パーセント	規則第二条第三項第一 号、第三号及び第五号 に掲げる融資機関が貸 び第七号に掲げる融資 機関が貸し付ける場合
二 保健 施設 整備資 金	2 大企 業以 外 の者 に 貸し 付 ける 場 合	口 貸付金のうち 二億七千万円以 下の部分 二億七千円を 超える部分	年二・六パーセント以内 年一・五パーセント 年〇・五パーセント	年一・九五パーセント 年〇・九五パーセント 年〇・五パーセント	規則第二条第三項第二 号、第四号、第六号及 び第七号に掲げる融資 機関が貸し付ける場合
合 計	超 越 部 分	年三 パーセント 以内	年一 ・一 パ セ ント	年〇 ・一 パ セ ント	

鳥取県告示第三百八十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年五月二十三日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・八五パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年一・三五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・五五パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同表の四から七までの項中「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同表の八の項中「一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・三五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・五五パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

三 生活環境施設整備資金	2 大企業に貸し付ける場合	
	年二・六パーセント以内	年一・一五パーセント以内
	年一・五パーセント	年〇・五パーセント

備考

この表において「大企業」とは、資本の額又は出資金の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては三千万円）を超えるか、その常時使用者の従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては五十人。卸売業を主たる事業とする場合にあっては百人）を超える会社をいう。

鳥取県告示第三百八十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年一・七パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百八十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年五月二十三日から施行する。

平成九年五月二十三日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・二パーセント」を「年三・一パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年一・〇パーセント」に改め、二の表中「年一・二五パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。